

新 J B I C / N E X I の環境社会配慮ガイドライン改定 アカウンタビリティの持てるものとするには

大切な点は、環境社会影響に対するセーフガードという点での説明責任をいかに果たすか。そのためには、情報公開と参加が基本で、具体的な仕組みとして、外部第三者の専門家による審査諮問機関の設置と、文書の情報公開の推進が必要。

審査会の必要性

外部専門家による審査諮問機関は、審査会の設置ということになる。新 J B I C は日本企業の支援が役割なので企業の競争条件を損なわないことが必要だと特に強調するが、環境社会リスクを生じてまで政府は支援するべきなのか。日本企業の支援だけであれば、今日では民間金融機関に任せれば良い。新 J B I C の公的な使命は何か。

環境社会配慮をアカウンタビリティの持てるものとするには審査会が必要。この点については、以下4点が挙げられる。

(1) リスクの回避

審査会を設けると迅速な対応ができなくなるというが、適切な審査をせずに判断を下した場合のリスクを考えなければならない。現地での紛争は、審査が不十分であった場合に特に激しくなり、不信感も広がる。

(2) 適切な審査の実施

I F C のような十分なスタッフを有しない J B I C は、外部専門家による審査会の助けを借りることは必須。これは客観的に明らかで、J B I C 自身が、人員が不足すると言ってきた。現在の財政状況では内部に十分な専門家を配置することはできない。

(3) 迅速性は損なわず、むしろ効率的

また、案件審査はスクリーニングを経て行うので、特に環境社会配慮が必要な重要案件に限られる。通常のは審査会に簡単な報告をする程度で済み、問題は全くない。また、重要な案件は、いずれにせよアドホックに専門家の意見を聞く必要が生まれるので、そのための準備作業などを考えれば、むしろ常設の審査会を持っている方が効率的。

(4) 透明性を高める

外部専門家が関与することにより透明性が格段に高まる。新 J B I C の役割は確認だが、そのために外部専門家の助言を得るのは、内部だけで審査することによる不透明さをなくす。審査会は原則公開にするが、秘密が必要な情報を扱う場合はインカメラ処理すればよく、企業利益を損なわない。国内での民間事業のアセス審査の経験は豊富にある。

情報公開の推進

レビュー関係の諸文書、特にレビュー後の文書を公開することは透明性確保のための基本条件。このような基本的なことには、より積極的に対応して頂きたい。

原科幸彦（東京工業大学教授、IAIA 会長）